

京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年5月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第5号

京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則

(京都市市税条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(14)を次のように改める。

(14) 削除

第10条の表(14の2)を削る。

第10条の表(42)を次のように改める。

(42) 削除

第10条の表(42の2)を削る。

附則第3項中「附則第12条の2の2第2項第1号」を「附則第30条第1項」に、「電気自動車」を「電気軽自動車」に改める。

附則第17項中「附則第44条の2第4項(同条第5項)」を「附則第44条の2第8項(同条第9項)」に改め、「若しくは第7項」を削り、「第11条の6第1項(同条第2項)」を「第11条の7第4項(同条第5項)」に改め、同項を附則第18項とし、附則第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第44条の2第6項(同条第7項の規定により適用される場合を含む。)

の規定により読み替えられた法附則第34条第4項又は第35条第5項の規定の適用がある場合における附則第9項又は第10項の規定の適用については、附則第9項各号又は第10項各号中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項(同条第2項の規定により適用される場合を含む。))の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第14号の2を削る。

様式第15号3(裏面)中「国税犯則取締法に規定する税務署(国税局)の収税官吏」を「地方税法第22条の3に規定する当該徴税吏員」に改める。

様式第42号を次のように改める。

様式第42号 削除

様式第42号の2を削る。

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項から附則第16項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第17項中「附則第9項又は第10項」を「附則第8項又は第9項」に、「附則第9項各号又は第10項各号」を「附則第8項各号又は第9項各号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「附則第9項又は第10項」を「附則第8項又は第9項」に、「附則第9項各号又は第10項各号」を「附則第8項各号又は第9項各号」に改め、同項を附則第17項とする。

(京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則(平成28年6月10日京都市規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の改正規定を次のように改める。

附則第3項中「附則第30条第1項」を「第446条第1項第1号」に改める。

附則ただし書中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則第17項の改正規定及び同項を附則第18項とし、附則第16項の次に1項を加える改正規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部附掛課)